

堺障推第3865号

令和2年3月16日

指定特定相談支援事業所
指定一般相談支援事業所 管理者様

堺市健康福祉局
障害施策推進課長

(重要) 令和2年度当初の届出について

平素より本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
次の届出項目につきまして、ご確認の上、必要な対応を行っていただきますよう、お願いいたします。

○届出項目

- 1 事業所メールアドレス現況届出書の提出について
- 2 指定地域移行支援事業の基本報酬算定区分の変更に係る届出の提出について

○対象事業所

・指定地域移行支援事業において、令和元年度は地域移行支援サービス費（Ⅱ）を算定しており、令和2年度も地域移行支援サービス費（Ⅱ）を算定する事業所

⇒ 1のみ

・指定地域移行支援事業において、令和2年度は地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所

・指定地域移行支援事業において、令和元年度は地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定しており、令和2年度は地位移行支援サービス費（Ⅱ）を算定する事業所

⇒ 1、2いずれも

※届出項目1、2の手続きの詳細、必要書類、提出方法、提出期限は裏面を参照してください。

(裏面へ続きます)

1 事業所メールアドレス現況届出書の提出について

本市から事業所への連絡のため、メールアドレスを届け出ているところですが、届け出をいただけていない、または届出のあったメールアドレスに送信しても未着となる事業所がございます。

つきましては、同封している「事業所メールアドレス現況届出書」をご確認の上、現況を届け出いただきますよう、お願いします。

※お手数をお掛けいたしますが、変更がない事業所も全て提出してください。

2 指定地域移行支援事業の基本報酬算定区分の変更に係る届出の提出について

以下の書類を提出して下さい。

- (1) 加算届連絡票
- (2) 変更届出書
- (3) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（介給届）
- (4) 体制等状況一覧表
- (5) 地域移行支援サービス費（I）の算定要件を満たしていることが分かるもの

※地域移行支援サービス費（I）を算定する場合のみ

※詳細は個別にご相談ください

- (6) 返信用定型封筒（必要分の切手を貼付してください）

※宛名欄に記載する事業所名、ご担当者名の後は「行」でなく「御中」、「様」と記載してください。

※料金不足の場合でもそのまま送付します。

1、2 提出方法 堺市健康福祉局障害施策推進課事業者係宛 **郵送**

（送付票を使用すること）

※今般の情勢を鑑み、郵送での提出にご協力ください。

提出期限 令和2年4月15日（水曜日）※当日消印有効

【送付票】※送り先誤りを防止するため点線で切り取り封筒に貼ってご使用ください。

〒 590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 事業者係宛

4月15日締切 事業所メールアドレス現況届C 在中